

冬道を走るなら

ノーマルNO タイヤ



冬場になると、道路の積雪や凍結により、ノーマルタイヤを装着した車両が立ち往生して、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こしています。

積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は

法令違反

となります。

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。（沖縄県を除く）
違反行為は、反則金の適用となります。（大型：7千円、普通：6千円、自動二輪：6千円、原付車：5千円）

※ タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

一般社団法人日本自動車タイヤ協会

後援：国土交通省近畿地方整備局／国土交通省近畿運輸局／NEXCO西日本関西支社／
一般社団法人日本自動車連盟関西本部